

平成12年度
特別案件等調査報告書

ーヴェトナム法整備コースー

平成13年3月

JICA LIBRARY



J1164093151

国際協力事業団
大阪国際センター

大阪セ

IR

00-2

RY

平成12年度
特別案件等調査報告書
ーヴェトナム法整備コースー

平成13年3月

国際協力事業団
大阪国際センター



1164093(5)

序 文

国際協力事業団（JICA）は、1997（平成9）年より1999（平成11）年まで八王子国際研修センターにて、2000（平成12）年度より大阪国際センターにて、「ヴィエトナム法整備コース」を法務省法務総合研究所のご協力を得て実施してきました。

ヴィエトナム社会主義共和国は、1986年以來市場経済化の導入を柱とする経済改革（ドイモイ）を推進してきています。JICAはこうした同国の改革を支援するため人作り、制度造りを中心とした協力を展開してきていますが、「法整備コース」は、市場経済化の一環として同国が実施している法整備事業を支援するものとして位置付けられます。法整備に対する支援は、本邦で実施される研修事業と現地にへの専門家の派遣事業の組み合わせにより行われています。これらの支援は、人材の育成に主眼を置き、加えて立法作業、法体系整備への助言も行っています。

2000年度においては、「法整備コース」研修により戸籍・犯歴登録制度、倒産法等、4コース計39名の関係者の研修を終了していますが、今回の調査の結果この研修の効果が誠に大きく、意義あるものであることが確認されました。この研修コースのように同一国、同一年度に00名という単位で研修を行うことは大阪国際センターでは初めての試みとなります。こうした受入のあり方は、どの研修コースにも適用できるものではありませんが、今後の国別研修コースの一つの新しいあり方として、こうした選択肢が用意されたことは、研修事業にとって非常に意義深いものだと思います。

本報告書は、2001年度以降の研修の内容や運営の改善等を行うことを目的として実施した現地調査の結果をとりまとめたものです。現地調査は2001年2月25日から3月3日までの7日間ヴィエトナム国において実施され、1997年度から2000年度までに参加した研修員へのインタビュー、法整備の状況などの把握、来年度以降の研修内容等に関するヴィエトナム関係者との協議などが行われ実り多い成果を得ることができました。

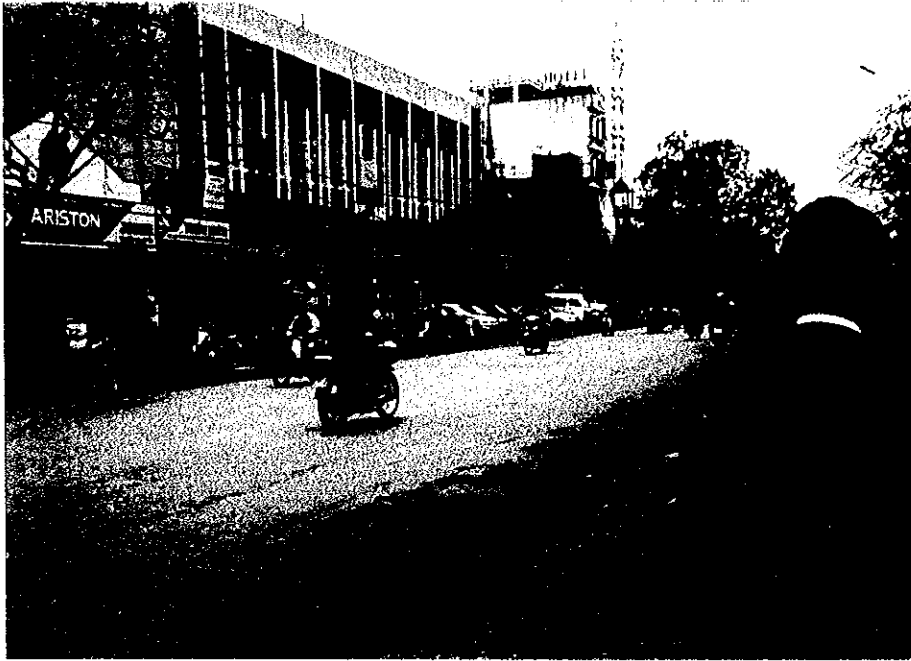
本報告書が、今後の本研修コースの充実や研修事業の向上に何らかの形で貢献できれば誠に幸甚でございます。

最後に本調査団の派遣にあたりましてご協力を賜りました法務省法務総合研究所、並びに現地においてご指導を頂きました在ヴィエトナム日本大使館、専門家の皆様をはじめ関係機関の方々に厚くお礼申しあげます。

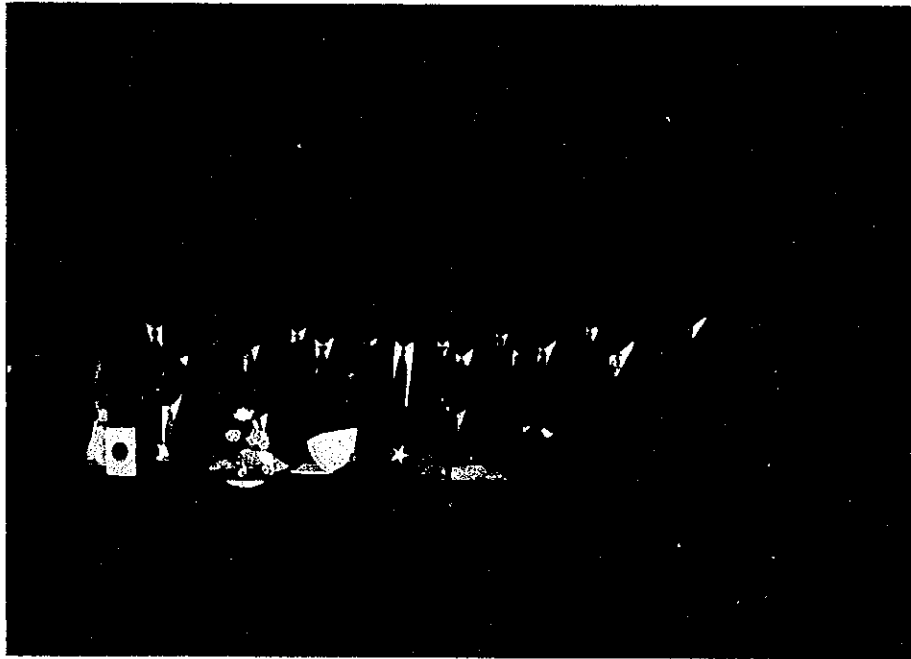
平成13年3月

大阪国際センター
所長 中井 信也

ヴェトナム



司法省全景



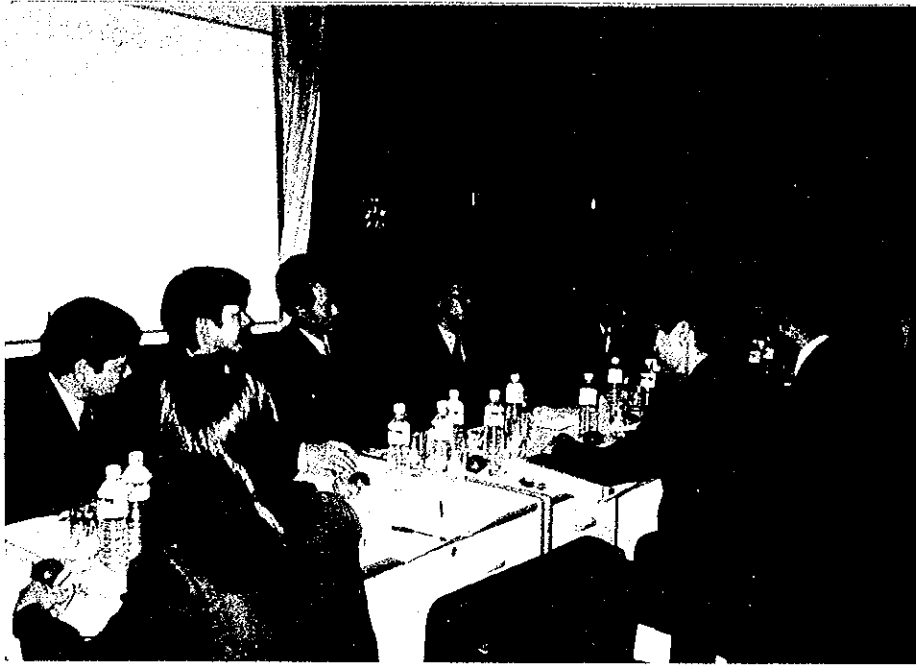
Memorandum of Understanding 署名
年次協議



司法省・帰国研修員インタビュー



最高人民裁判所
帰国研修員インタビュー



最高人民検察院
帰国研修員インタビュー



計画投資省
援助受入窓口機関インタビュー

序文
写真

I. コースの概略

1. コース名	1
2. 定員	1
3. 目的・背景	1
4. 到達目標	1
5. 研修方法	2
6. 研修員参加資格要件	2
7. 研修実施体	2

II. 調査団の概要

1. 派遣目的	4
2. 団員構成	4
3. 調査期間	4
4. 調査日程	5
5. 主要面会者	6

III. 訪問先における具体的状況

1-1. ヴィエトナムについて	9
1-2. 法整備支援分野における日本国の援助協力について	10
2. 帰国研修員等との面談結果	11
3. 援助窓口機関ヒアリング結果	16
4. 帰国研修員のアンケートから	18
5. 研修員所属機関のアンケートから	20

IV. 研修実施機関所感

参考資料・地図

別添資料：Memorandum of Understanding on The Results of The Meeting Among The Japan Annual Consultation Team, The Ministry of Justice, The Supreme People's Court and The Supreme People's Procuracy of The Socialist Republic of Viet Nam on The Japanese Cooperation In The Legal Field

I. コース概略

1. コース名

和 文 : 平成12年度 ヴィエトナム法整備コース

英 文 : Legal and Judicial Cooperation for Viet Nam JFY2000

2. 定 員 各 10 名

3. コースの目的・背景

(1) 目 的

現在、ヴィエトナム国（正式名：ヴィエトナム社会主義共和国）政府は、急速な経済・社会改革に対応するため、各種法律の整備に取り組んでおり、特に市場経済導入に対応した法体系は緊急に整備する事が必要となっている。各分野の法案ごとに法案準備委員会を設置して、立法作業を急いでいる。

そこで、同じくアジアにあって同国と文化的、社会的にも共通点が多く、かつ、明治維新以来、近代取引法体系を外国から受け継ぎつつ、円滑に経済発展と近代化を遂げてきた我が国の外国法継受の経験、法体系の概要・特徴、立法技法、法執行及び裁判制度等の運用状況などを紹介することにより、同国の法整備に対する一層の支援を図る目的で本研修を実施するものである。

(2) 背 景

国際協力事業団（JICA）はこれまで我が国法務省の全面的な協力の下に現在市場経済化を推進しているヴィエトナム国に対して民法、商法を中心として法整備支援を行うため技術研修員受入事業の枠組において国別特設コースを開設することとし、フェーズ1として1994年度より3年間（1994年度：民法、1995年度：親族法・国籍法、1996年度：商法を中心）にわたって実施した。

このコースは、我が国がこうした民主化、市場経済化のための国造りに取り組んでいる国々の中で特にヴィエトナム国に対し、同国の経済政策、行政組織等国の重要政策に係る協力を「重要政策中枢支援」と位置づけ、その一翼を担う法律分野で同国の人材育成を支援するため、新たにフェーズ2として1997年度から（1997年度：戸籍法・不動産登記法・供託法、民事訴訟法・民事執行法、1998年度：会社法・証券取引法、知的財産権、1999年度：刑事手続、民事責任、2000年度：犯歴・戸籍法、弁護士・WTO、検察制度、倒産法）を実施しているものである。

4. 到達目標

2000年5月28日～同年7月1日（フェーズ2パート1）戸籍/犯歴登録制度について日本の経験を体系的・包括的に理解する。

2000年9月18日～同年10月14日（フェーズ2パート2）弁護士制度とWTOについて日本の経験を体系的・包括的に理解する

2000年10月9日～同年11月11日（フェーズ2パート3）検察制度について日本の経験を体系的・包括的に理解する

2000年11月13日～同年12月16日(フェーズ2パート4) 倒産法について日本の経験を体系的・包括的に理解する。

5. 研修方法

本研修コースは、毎回決定されたメインテーマのもと、研修員に、自国における現状およびその問題点を比較分析する機会を提供するとともに、各制度のあるべき姿の探求を目的として、主に以下のカリキュラムを実施する。

(1) 研修員によるカンントリーレポート発表：各テーマにおいて、研修員がレポートを予め作成した上、これに基づいて発表・質疑応答を行う。

(2) 講義：我が国の法体系の概要、弁護士制度、検察制度、民事訴訟法を中心に、主要課題に関連する講義を行う。

(3) 見学：法務省、最高裁判所、司法研修所、東京法務局、大阪地方裁判所等の諸施設の見学を行う。

6. 研修員参加資格要件

- a. 所定の手続によりベトナム国政府が推薦する者
- b. 現在或いは将来にわたって、民法、商法、刑法の執行、改正に携わる者
- c. 50歳以下の者(少なくとも研修員の7割は45歳以下であること)
- d. 通訳なしでもある程度コミュニケーションがとれる英語能力を有する者
- e. 心身共に健康である者
- f. 軍籍にない者

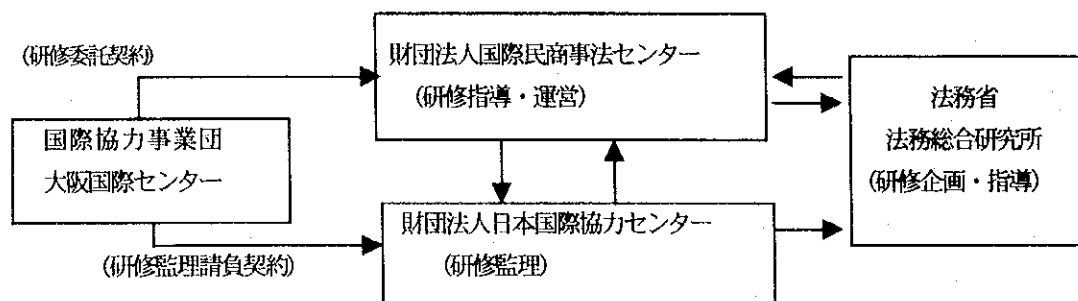
7. 研修実施体制

(1) 実施体制概略

国際協力事業団は研修委託契約に基づき、財団法人国際民商事法センターに本コースの研修指導・運営を委託する。同センターを通じて、法務省法務総合研究所が、研修の企画・指導をする。

また本コースを効果的に運営するために研修監理業務(通訳・同行業務など)を財団法人日本国際協力センターに委託し、研修監理員の配置を行う。

これらの業務の流れは以下のとおりである。



(2) 研修運営機関

a. 研修実施機関

国際協力事業団 大阪国際センター
(OSIC : Osaka International Centre)

b. 研修委託機関

財団法人 国際民商事法センター
(ICCLC : International Civil and Commercial Law Centre)

(財) 国際民商事法センターは、アジア地域を中心とする民商事法関係者の連帯と相互協力を強化する事により、民商事に関する各種法制の調査、研究、研修、情報交換などを行い、これら各国の民商事法とその運用の発展を支援するとともに、よりよい国際経済取引の法的仕組みを探求し、もって国際社会の繁栄と安定に資することを目的として平成8年4月に設立された公益法人である

c. 法務省法務総合研究所

(Research and Training Institute of the Ministry of Justice)

法務総合研究所は、法務省の付属機関であり、その組織は大別して4つの部門からなっている。

(日)法務総合研究所が実施する研修や研究についての総合的企画立案、総合調整などを行う総務企画部

(月)刑事政策に関する調査研究や犯罪予防・刑罰の効果などを研究し法務行政に反映させる研究部

(火)検察庁、法務局、保護局および入国管理局の関係職員に対する研修を行う研修部、
(水)国際連合との協約に基づきアジア太平洋を中心とする諸国の刑事司法の調査研究および研修を行う国際連合研修協力部（アジア極東犯罪防止研修所）である。

Ⅱ. 調査団の概要

1. 派遣目的

現在、ベトナム政府は急速な経済・社会改革に対応するため、各種法律の整備に取り組んでおり、特に市場経済導入に対応した法体系を緊急に整備する必要があることから、各分野の法案毎に法案準備委員会を設置して、立法作業を急いでいる。我が国は、平成8年から各種法律の整備及び人材育成等についての協力を開始し、平成11年度からは立法作業、法体系整備、人材育成への協力を引き続き行うべくフェーズ2の協力をを行っている。

上記協力の一環として、国別特設研修が実施されてきたが、平成12年度からは協力範囲を拡大し、我が国の法制度に関わる現状や今までの経験の紹介を中心として、司法省に加えて新たに最高人民検察院、最高人民裁判所の人材育成も併せて行うこととなった。平成12年度は、国別特設4コースを実施し、39名が研修に参加している。平成13年度以降については、本年度の成果を踏まえてさらにニーズに合致した研修内容としていくことが期待される。

かかる背景から、今般、ベトナム法整備支援全体の調査団派遣の枠組みの中で、国別特設研修に特に焦点を絞り特別案件等調査を実施することになったものである。平成12年度国別特設研修コースのレビュー、平成13年度以降の研修コースに関しての先方関係機関との実施方針の確認及び意見聴取等を通じて、ベトナム法整備支援全体の枠組みの中で、より効果的かつ継続性のある協力とすべく本研修コースの内容及び運営方法の改善に役立てることを目的とする。

2. 団員構成

榎原 幹雄	総 括	法務省法務総合研究所総務企画部企画課長
西本 玲	協力企画	国際協力事業団大阪国際センター業務課長代理
伊藤 季代子	研修計画	国際協力事業団大阪国際センター業務課職員

3. 調査期間

平成13年2月25日～3月3日

※平成13年2月26日～2月28日は、ベトナム法整備支援計画打合せ調査団に同行。

4. 調査日程

日順	月日	曜日	訪問機関	調査事項・ 面会者等
1	2/25	日	移動 大阪（東京）→ハノイ	移動日
2	2/26	月	午前：ヴェトナム国司法省・日本大使館表 午後：計画投資省・共産党内政委員会表敬・ JICA 事務所訪問	表敬・調査方針説明
3	2/27	火	ジョイントステアリングコミティ	ヴェトナム側機関との全体協議
4	2/28	水	ミニッツ署名・交換	ヴェトナム側機関とのミニッツ 署名・交換
5	3/1	木	終日：フォローアップ調査	午前：司法省 午後：最高人民裁判所
6	3/2	金	午前：フォローアップ調査 午後：フォローアップ調査 JICA 事務所報告	午前：最高人民検察院 午後：計画投資省・ JICA 事務所
7	3/3	土	移動 ハノイ→大阪（東京）	移動日

5. 主要面会者（下線の有る者は、帰国研修員）

2月26日（月）

@司法省 表敬訪問 8：30～

先方 Ha Hung Guong（クオン）司法省次官、Nguyen Huy Ngat（ガット）同省国際協力局長

当方：法整備支援打合せ調査団員、特別案件等調査団員および専門家

@日本大使館 表敬訪問 11：00～

先方：安部公使、小沢参事官、井村書記官

当方：法整備支援打合せ調査団員、特別案件等調査団員および専門家

@投資計画省 表敬訪問 14：00～

先方：Ho Quang Minh（ミン）同省対外経済局次長

当方：法整備支援打合せ調査団員、特別案件等調査団員および専門家

@ヴェトナム共産党中央内政委員会 表敬訪問 15：00～

先方：アン越共産党内政委員長、グエン法律協会理事

当方：法整備支援打合せ調査団員、特別案件等調査団員および専門家

2月27日（火）

@司法省 9：00～12：00、14：00～17：00

ジョイントステアリングコミティ（年次協議）

先方：

司法省：Ha Hung Guong（クオン）司法省次官、Nguyen Huy Ngat（ガット）同省国際協力局長、Dinh Trung Tung（トゥン）民事経済法局長、Hoang The Lien（リエム）法科研究所長、

Phan Huu Thu（トゥ）法曹養成学校学長 他

最高人民裁判所：Ngo Cuong（クオン）法曹科学研究所次長

最高人民検察院：Khuat Van Nga（ガー）次長

ハノイ法科大学：Le Van Hop（ホップ）国際関係課長

当方：

法整備支援打合せ調査団員、特別案件等調査団員、沖原専門家、福永専門家、河津専門家、瓜生専門家、竹内専門家、井村書記官、戸川JICA ヴィエトナム事務所次長、子浦JICA ヴィエトナム事務所所員

2月28日（水）

@司法省 11：00～

Memorandum of Understanding on The Results of The meeting Among The Japanese Annual Consultation Team, The Ministry of Justice, The Supreme People's Court and The Supreme People's Procuracy of The Socialist Republic of VietNam On The Japanese Cooperation In The Legal Field 署名（日越双方出席者は、別添MOU参照）

3月1日(木)

@ ヴィエトナム司法省 9:00~

Expert Dept For Civil and Economic Legislation Ministry of Justice

Ms. Nguyen Thi Mai

Legal Expert Dept For International Law and Cooperation Ministry of Justice

Ms. Duong Thi Ngoc Chien

Legal Expert Dept For Public Notary Civil Registration Judicial Expertise Nationality & Criminal record Ministry of Justice

Ms. Do Thi Thuy Lan

Deputy Director of International Law and Cooperation Ministry of Justice

Dr. Vu Duc Long

@ ヴィエトナム最高人民裁判所 14:00~

Chief Judges of Economic Division of the Supreme people's Court of Viet Nam

Mr. Do Cao Thang

Deputy Director of the Institute for Judicial Science, Institute for Judicial Science of the Supreme people's Court of Viet Nam

Mr. Ngo Cuong

Legal Expert of Criminal division of the Supreme Court of Viet Nam

Mr. Nguyen Than

Legal Expert of Judicial Science, Institute for Judicial Science of the Supreme people's Court of Viet Nam

Mr. Chu Thanh Quang

3月2日(金)

@ ヴィエトナム最高人民検察院 9:00~

Deputy Chief Procurator, People's Procuratorate in Hai Phong City, Viet Nam

Mr. Trinh Khac Trieu

Procurator of the Supreme People's Procuratorate of Viet Nam

Mr. Mai Anh Thong

Deputy Director of the Supreme People's Procuratorate

Mr. Au Van Tu

Deputy Procurator General of the Supreme People's
Mr. Le Huu The

@Vietnam Planning Investment Ministry 14:00~
Deputy Director General Foreign Economic Relations Dept, Ministry of planning and Investment
Dr. Ho Quang Minh

@JICA Vietnam Office 16:00~
所長 金丸 守正
次長 戸川 正人

Ⅲ. 訪問先における具体的状況

1-1. ヴィエトナム国の諸概況

国土概況：ヴィエトナム国は、インドシナ半島の南シナ海に面し、南北 1600 km以上にわたる S 字形をした国土を持ち、面積は 33 万 1,688 km²。国土の 72%が山地・丘陵地帯で、28%が低地であり、低地には、紅河とメコン河の二大大河の流域に広がる。

人口は約 7,773 万人（2000 年 1 月現在）、その人種構成は、90%のキン（京）族と約 60 の山岳地帯に住む少数民族によってなされている。気候は熱帯～亜熱帯モンスーン気候で、6 月から 10 月が雨季である。年平均降水量は、北部（ハノイ）で約 1500 mm、南部（ホーチミン市）では約 1800 mmである。北部は乾季の月平均日照時間が雨季よりも短く、台風や洪水などの自然災害が多く、南部に比べて厳しい農業気象条件にある。農業生産は、水稻が主要作物であり、その生産量は、高収量性品種の導入により、1986 年の 1600 万トから、1996 年には 1630 万トに増加し、1989 年からは米の輸出国に転じる。

ヴィエトナム語を公用語とし、宗教は、仏教のほか、カトリック、カオダイ教等がある。

略史：ヴィエトナム国は歴史上、千年を超える中国支配を経験し、1883 年にフランスの植民地となる。1945 年にヴィエトナム民主共和国が成立し、続いて 1949 年にヴィエトナム国（親仏）が成立した。1954 年のジュネーヴ協定により南北分割となり、1955 年に南部にて共和制が成立した。1965 年、米軍による直接介入が開始され、1973 年にパリ和平協定が締結される。1975 年、南越が崩壊する。

外交面：ヴィエトナム国の外交基本方針は、全方位外交の展開、特にアセアン、アジア・太平洋諸国等の近隣諸国との友好関係の拡大に努める事にある。1995 年にアメリカと国交正常化をして、ASEAN（東南アジア諸国連合）に加盟した。1998 年 11 月に正式に APEC（アジア太平洋経済協力機構）に参加した。

経済面：ヴィエトナム国の主要産業は、農林水産業・鉱業であり、GDP は 306 億米ドル（2000 年）、1 人当たり GNP は約 372 米ドル、実質経済成長率は、2000 年は、6.7%である（上記数値は、IMF、JETRO 公開資料による）。

1986 年の第 6 回共産党大会以後、ヴィエトナムは、リン書記長の下指令型計画経済を市場経済に転換するドイモイ（刷新）改革（対外開放政策等も併せて実施）に着手した。近年は、原油・米の輸出増加による貿易収支の改善（世界第二位の米輸出国）や、外国投資の拡大等により、経済状況が大幅に改善された。他方、インフラストラクチャー・法制度の整備が徐々に進んでいるとはいえ、依然として不十分であり、その遅れが経済発展の障害となっている。また、ドイモイ政策によって、社会的矛盾（汚職・貧富の差の拡大等）の顕在化も見られる。

日本との関係：日本はヴィエトナム国に対し、DAC（開発援助委員会）主要国の中

では、第一位の援助国である（その他の主要援助国は、フランス、ドイツ、デンマークである）。日本の援助実績は、1999年度の誓約額では、有償資金協力約1,013億円、無償資金協力約51億円、技術協力約27億円、開発調査約24億円である。（外務省発表）

政治関係については、1978年のヴェトナム軍カンボディア侵攻に伴い、79年以降は対越経済協力の実施を見合わせてきたが、89年にヴェトナム軍がカンボディアから完全撤退し、91年10月のカンボディア和平合意を受けて、92年に455億円を限度とする円借款を供与した。これを契機に、日越関係は、発展段階に入り、日本側からはヴェトナムの現在進めている開放化政策に支持・支援を表明し、98年の小淵総理訪越、99年のカイ首相訪日を経て、両国間の関係は、交流が進んでいる。

二国間の経済関係については、2000年度対ヴェトナム輸出額が17.9億ドル、対ヴェトナム輸入額が23.9億ドル（2000年11月現在、JETRO発表）である。

1-2. 法整備支援分野における日本国の援助協力について

先程も述べた様に、1986年より、ヴェトナム国はドイモイ（刷新）政策を展開し市場経済化・対外開放政策を執る。これによりそれまで共産主義体制であった諸制度の改革が必要となり、西側諸国の法制度等を倣う事になった。

上記事情により、同国政府は国際機関・各国政府からの協力を得て、法整備を進めることを決定した。1992年に新憲法を、1995年に民法を制定した。

1994年、ヴェトナム国政府から日本政府に対して市場経済の導入に対応した法整備及び人材の育成に関しての協力要請があった。

我が国の援助の本格化は、1995年、ヴェトナム国の民法起草に際し、森嶋昭夫教授（上智大学）が助言したことに始まる。その後、日本政府は実施協議調査団を派遣し、1996年、旧社会主義国に対する政策面のアドヴァイスを目的とする「重要中枢支援」の一環として、ヴェトナム国に対する法整備支援を開始した。

1996（平成8）年度から始まったPhase Iでは、ヴェトナムで進行中の市場経済化に適合した法の整備を図るため、司法省を対象とした助言・指導を通じて、民法・商法等の市場経済化に必要な枠組みの整備に関する支援を行うという協力目的のもと、具体的には、以下のとおりである。

* 専門家派遣... コーディネートを目的とした長期専門家の他、経済犯罪、地域経済統合、ASEAN投資法、海事法、独占禁止法の各分野の現地セミナーの講師として短期専門家が派遣された。

* 研修員受入

1997年度～1999年度には、JICA八王子国際研修センターにて次の内容で国別特設研修コースが実施された。

1997年度（第1回・パート1）戸籍・登記・供託について

1997年度（第2回・パート2）民事執行法・民事訴訟法に関して

1998年度（第3回・パート1）会社法（証券取引法）

1998年度（第4回・パート2）知的財産権・企業法務担当弁理士/ 弁護士

1999年度（第5回・パート1）刑事手続とその関連分野

1999年度(第6回・パート2)法制度概論・民事責任総論と関連分野

*文献供与(日本法など)

2000(平成12)年度からのPhase IIでは、援助対象機関を司法省・最高人民検察院・最高人民裁判所に拡大し、長期専門家については、3名に増員して、上記各機関に対して個別立法作業への助言、法体系の助言、法曹界人材育成への助言を3本柱として法整備支援を実施中である。

国別特設コースについては、2000年度から研修場所を大阪国際センターに移し、また、従来あった司法省2コースに、新たに最高人民裁判所・最高人民検察院が研修対象に加わって、年間4回の研修コースを実施した。内容は、前記コース概要のとおりである。

また、2001(平成13)年度国別特設実施予定分については、ベトナム法整備支援計画打合せ調査団によるベトナム国側との協議において、以下の計画が決定された。

2001(平成13)年度実施予定コース概要(案)

- (1) 第一回：検察官の役割・育成(2001年5月～同年6月)について
- (2) 第二回：法曹養成と弁護士法(2001年6月～同年7月)について
- (3) 第三回：民事訴訟法(2001年9月～同年10月)について
- (4) 第四回：民法共同研究(2002年2月～同年3月)について

2. 帰国研修員等との面談結果

今回の調査団は、援助窓口機関である計画投資省の担当者、及び司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院において計10名の帰国研修員に対して面談(意見交換)を行った。また併せて、研修受入担当者(一部帰国研修員と重複)とも面談を行った。

面接の要旨は、以下のとおりである。

(1) @司法省

〈面談者〉

平成9年度「戸籍・登記・供託について」コースに参加の Nguyen Thi Mai (グエン・ティン・マイ) 氏

平成12年度「弁護士制度とWTOについて」コース参加の Duong Thi Ngoc Chien (ドゥ・ティン・ゴク・チェン) 氏

平成12年度「戸籍/犯罪登録制度」コースに参加の Do Thi Thuy Lan (ド・ティン・トイ・ラン) 氏

(現職ポスト等については、1-5を参照)

〈帰国研修員との面談内容〉

帰国研修員にヒアリングを行ったところ、以下のようなコメントが得られた。

- ・研修では、日本での研修は全体的に有益であった。法律に関する日本の最新情報を知ることができた。立法の仕事について理解する事ができた。
- ・研修期間は現状程度(約一ヶ月)がちょうど良い。
- ・それぞれの国家の状況が異なるので、日本の法制度はベトナム国にとっては直ちに運用に結び付くものではなく、必ずしもすべて直接役立つものではなかった。
 - ・戸籍登録制度についての研修は、毎回異なる研修員を送るのではなく、一度研修に参加した者がもう一度日本で、より深い知識や情報を得る必要があると思

う。更に一つのコースで一つのトピックスしか扱わないので、仕事がいろんな分野にまたがっているこちらの実情に合っていないと考える。

- ・ ヴィエトナムの戸籍制度は複雑で、これから改善・整備する必要があると思う。
 - ・ 現在、世界貿易機構（WTO）へ加盟する為の法律や国際紛争解決の為の立法・法改正等の準備をする仕事に従事している。WTO 加盟についての研修を受けたが、ヴィエトナムにとって有益な情報を得る事が出来た。
 - ・ 現在犯歴登録の仕事に従事している。研修はとても有益であった。しかしやはり日本とヴィエトナムでは犯歴登録制度のあり方に違いがあり、またその使用目的も違う。ヴィエトナムにおいては組織や個人に対して、犯歴についての情報提供を行っているが、日本ではそのような使用は認められない。
 - ・ ヴィエトナムでの戸籍・犯歴の管理は未だ日本のようにコンピューター化されていないので、将来的にコンピューター化を推進していきたいと思う。
 - ・ 帰国後、研修に関しては、レポートを作成し、司法省へ提出した。また、同じ課題を抱えている同部署の職員を対象に、小規模な報告会を実施した。
 - ・ 帰国後ののは、現地長期専門家が開くセミナーに参加し、より知識を深めている。
- * 将来の研修コースへの要望は、できるだけ見学の時、実際執務をしている現場を見られること、出来るだけ早く研修に関する詳しい情報を発信してもらうこと、法律に関する情報を継続的に送ってもらうことである。

上記について、当方では日本での研修後もヴィエトナムでの継続的な研修は、必要であると考え。また、人選については、どの研修コースにおいても基本的には、一人／一回としている。ただし、この件については、上記のようなコメントの意義も大いに感じられるので、人選については、事前に専門家との協議が必要だと考える。また、提言のあったトピックスについては、将来的に研修コース内容に組み込む事も考えられる、と回答した。

〈研修受入担当者との面接内容〉

司法省での研修員の選定について、当方より確認したところ、司法省での人選は、局長クラスが研修の内容に対して適切な人物をリストアップし、局長の全体方針会議で決定する、との回答を得ることが出来た。

また、当方より司法省に対して、2001年度の第2回目の研修実施時期が差し迫っているので、テーマに沿って早急に研修員の人選に入って頂きたい、と申し入れた。

(2) @最高人民裁判所

〈面談者〉

平成12年度「倒産法について」コースに参加の Do Cao Thang (ド・カオ・タン) 氏
Ngo Cuong (ゴ・クオン) 氏、Nguyen Than (ゲン・タン) 氏、Chu Thanh Quang
(チュー・タイン・クワン) 氏 (現職ポスト等については、I-5を参照)

〈帰国研修員との面談内容〉

2000年度フェーズ2、パート4で実施した本研修は、倒産法立法を視野に入れて、

倒産法を研修内容を特化したものであり、面談の内容は、研修項目についてかなり詳細に及ぶものとなった。

帰国研修員のヒアリングをしたところ、以下のとおりコメントが得られた。

- ・帰国研修員は全員、研修前と同じポストについており、現在倒産法の立法作業を行っている最中である。同法の法案は7月には国会に提出、9月には国会を通過する予定である。企業の倒産のタイミング・商社と個人の区別等々について、法律の素案を作成中。その前に日本で研修を受ける事ができて、時期的によかった。また研修内容は、倒産法の立法作業を行う上で有益であったと思う。
- ・日本の法律を自国の法律に照らし合わせて活用したいと思う。日本とヴェトナムでは幾つか司法制度において異なる点があり、参考になった。特に裁判のプロセスに関して、日本の制度は大いに参考となった。
- ・倒産法に関する著明な講師が講義してくれたので、大変満足しているが、もっとディスカッションをする時間をとってほしかった。
- ・自国と日本の法律の比較、自国と他のアジア諸国との法律の比較は、非常に良かった。自分で他国の法律が自国に合っているのかどうかを判断し、知識を増やしていくことができた。
- ・日本とヴェトナムの法律は、それぞれの国家情勢を反映している。今、ヴェトナムは経済発展の為に法律を整備しており、開発の度合いと法整備の進行の度合いは比例していると思う。今後の本研修については、講義を受けるのみではなく、当該分野での自分の仕事の為に直接役立つような情報収集を行えるように、来日後にある程度融通が効く、柔軟性のある研修カリキュラムにしてほしい。

上記について、一方的な講義ではなく、討論をする時間を増やすことを、当方も必要と感じており、柔軟性のあるカリキュラムを組む要望についても、できる限り対応していきたいと回答した。

〈研修受入担当者との面談内容〉*

研修員の人選については、2000年度の研修は倒産法に特化した研修であり、従って直接当該法律の起草に携わる者が研修員として選ばれた。

2001年度については、民事訴訟法をテーマとして研修を行う予定であり、テーマが明確であるので、日越双方において研修の事前準備を早期に行う必要があることを確認した。

- ・今後の研修については、討論の時間を増やすといったような要望があった。

次回の研修について、民事訴訟法をテーマとしているが、下記の項目について研修を行ってほしいとの要望があった。

①民商法

②裁判官調査...判決において裁判官の調査への関わり方（どの段階まで関わってくるのか、日本ではどのようにしているか）

- ③調査機関の役割...検察官・裁判官について
- ④調停...裁判に入る前に和解させるためにどのようにするのか
- ⑤調停...係争者に対する調停効力、裁判官の調停効力について
- ⑥控訴...控訴の減少（ヴェトナム最高人民裁判所においては控訴を減少させる方向にあるが、日本ではどのようにしているのか）

上記に関して、当方としては、できるだけ最高人民裁判所を要望に沿うように研修カリキュラムを組むよう努力することを伝えた。

(3) @最高人民検察院

〈面談者〉

平成 12 年度「検察制度・弁護士制度について」コースに参加の Trinh Khac Trieu (チン・カク・チュウ) 氏、Mai Anh Tong (マイ・アイン・トン) 氏、Au Van Tu (アウ・ヴァン・トゥ) 氏
(現職ポスト等については、I-5 を参照)

〈帰国研修員との面談内容〉

帰国研修員のヒアリングをしたところ、以下のとおりコメントが得られた。

- ・日本人の勤勉さに感動し、強く印象に残った。今後はさらに日本の検察官に対する研修の仕方を学びたい。
- ・研修内容は有益だが、互いに意見交換する時間がもっと多く必要だと感じた。
 - ・ヴェトナムの検察手続きを簡素化する為に、日本の検察の手続きを導入していきたい。研修後継続的に学んでいきたいので、短期専門家による現地セミナーを増やしてほしい（特に藤本短期専門家・麻生短期専門家のセミナーは非常に有益であった）。
- ・短期間であったが、有益であった。帰国後は研修報告書を作成し、情報を共有した。日本の法律制度は外国から導入したものを日本の事情に併せて改良した近代的な法制度である。ヴェトナムもまた、日本から学んだ事はそのまま使えないので、ヴェトナム国の実情に沿うようにアレンジする必要があると思う。
- ・研修コースの運営状況については、現状で満足している。
- ・帰国後は、代表が報告書を作成し、それを基に各自で発表する形で成果を所属部署の職員に報告した。
- ・帰国後のフォローとして、最新の情報の提供を希望する。また来年度の研修コースについては、刑事訴訟法に焦点を当てること、特に事例研究を含めることが重要と考える。

〈研修受入担当者との面談内容〉*

最高人民検察院での研修員の選定について、当方より確認したところ、人選は、ほ

ほ司法省と同様なプロセスを踏んで行っているとの回答を得ることが出来た。

また、当方より最高人民検察院に対して、2001年度の第1回目の研修実施時期が差し迫っているので、テーマに沿って早急に研修員の人選に入って頂きたい、と申し入れた。

*最高人民裁判所および最高人民検察院においては、帰国研修員と研修受入担当者重複している。

3. 援助窓口機関ヒアリング結果

今回の調査の一環として、ヴィエトナム国の援助受入口機関(計画投資省-Ministry of planning and Investment)を訪問し、当方より研修員所属機関に対する面談結果を報告するとともに、研修員の人選や、コース内容についてヒアリングを行った。また、併せて当方より今後の研修を行う上で必要な事項について申入れを行った。結果は以下の通りである。

(1) 帰国研修員等との面接結果報告

本調査団が帰国研修員に対してヒアリングを行った結果は、以下の点にまとめられる旨、当方より報告を行った。

- ①ヴィエトナムと日本の法律には大きな違いがあり、研修で学んだ事の中に、今すぐには導入することができないので、(実用化することができないので、)一部の研修科目はよりヴィエトナムの実状に合うとの評価があった項目を中心としてカリキュラムを組み換える必要がある。
- ②また、特に人材育成を重点とする司法省・最高人民検察院のコースについては、レビューの重要性、すなわち帰国後にヴィエトナムでのワークショップやセミナーに参加させるなど、研修の成果をより多くの関係者間で共有できる体制作りの必要性を感じた。
- ③最高人民裁判所に対して行ったような、一つのテーマに特化した研修については、テーマが明確であるゆえにできるだけ早く事前準備を進めるとともに、先方が期待する具体的な研修要望を研修カリキュラムに十分に反映させる必要があると考える。
- ④その他として、日本の司法関係者が日常業務を行っている現場見てみたい、またそうした日常業務上の問題等について討論したい、という意見もあった。全般的にいずれの研修コースにおいても研修が有益であったとの評価だった。

(2) 援助受入口機関としての本邦研修に対する評価

当方からの報告を受けて、計画投資省 Minh (ミン) 氏から、本研修コースについ

て以下のコメントがあった。

- ・日本で行っている研修については、カリキュラム等はよくデザインされている。日本で学んだことを、文化や習慣が違うヴィエトナムにおいてすべてそのまま適応できるわけではないが、知識や経験を積み、ヴィエトナムの法整備の手助けとなっている。
- ・日本は経済的に発達しているが、西側諸国と違って受け入れられる部分が多い。
- ・帰国研修員は現在、市場経済に適応できるよう法整備を進めている。日本で今後どのように法律を構築していくかについて、多く学んだと思う。

(3) 人選の最終決定について

研修員の人選については、計画投資省は研修関連のとりまとめ機関ではあるものの、実際の研修員の人選は、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院自身が行っており、計画投資省が直接人選に関与していないのが、実情である。

また研修についての評価についても帰国研修員からヒアリングは行うものの、援助窓口機関としては正式な評価は行っていない、とのことであった。

援助受入窓口である計画投資省は、本邦研修のカリキュラムについて高く評価しており、また非常に有益な内容であるとしている。ただし、計画投資省は人選問題等については不満を示しており、個人的な見解としながらも、対外経済局次長である Minh (ミン) 氏は、専門家のカウンターパートの研修であれば、直接司法省等の機関から研修員の選定を行うのは理解できるが、法整備プロジェクトの一環として国別特設という枠組みで研修を行うのであれば、集団・一般特設研修と同様に研修員の人選は窓口機関である計画投資省が責任を持つのが筋である、との見解を示した。

(4) 援助受入窓口機関に対する申入れ事項に対して

2001 年度の第一回目、第二回目の研修実施が差し迫っているので、研修員候補者の人選を早急に進めて頂きたいという当方の申入れに対して、適切な人選には時間がかかるため、できるだけ早急に対応するが、中央のみでなく地方からの応募もあるので、その事情を汲んでほしいとの返答を得た。

また研修員の資格要件については、2000 年度実施したコースにおいて、当方の設定した年齢制限 (50 歳以下、そのうち少なくとも 7 割りは 45 歳以下) が守られていないケースが多かったので、2001 年度の実施に際し、年齢制限の厳守を申し入れた。これに対して Minh (ミン) 氏からは、以下のコメントがあった。

法整備に従事し、研修内容をすぐにフィードバックできる立場の人間が 50 歳台であり、また彼等は英語では十分な研修効果をあげることができないので、ベトナム国に特化した研修に参加させる必要があるというベトナム国側の実状を理解してほしい。

当方からは、年齢制限を超えて研修に参加する場合には、必ず個別に理由書を添付するよう申し入れて、先方の承諾を口頭で得た。

4. 帰国研修員アンケートから

「ヴェトナム法整備コース」の帰国研修員に対して事前にアンケートを配布し、後日調査団派遣時期に合わせて回収した。その結果は以下のとおりである。

(回答者 22 名)

質問 1. 日本での研修で学んだことは現在の仕事に適応できるか。

all 2 人 most 6 人 some 11 人 a little 3 人 none 0 人

質問 2. 研修は研修員個人にとって有益であったか。(複数回答あり)

Yes 22 人 No 0 人

質問 3. 研修は、組織にとって有益だったか。

Yes 22 人 No 0 人

質問 4. 現在の仕事にとって最も有効だった研修は何か。(複数回答、無回答有)

- ①戸籍登記 (5 人)、【2000 年度、戸籍・犯歴登録コース】
- ②犯歴管理/登録 (4 人)、【2000 年度、戸籍・犯歴登録コース】
- ③民法及び民事執行法(3 人)、【1997 年度民事執行法・民事訴訟法コース】
- ④全部 (3 人)、【1998 年度、知的財産権・企業法務担当弁理士コース/2000 年度、戸籍・犯歴登録コース / 2000 年度、弁護士と WTO コース】

⑤その他

財産登記・財産保証について【1997 年度、戸籍・登記・供託コース】、
贈与財産について【1997 年度、戸籍・登記・供託コース】、
日本の経済発展について【1998 年度会社法コース】、
知的財産権・商標登記及び独占禁止法について【1998 年度知的財産権・企業法務担当弁理士コース】、
日本の戦後復興政策【1999 年度、刑事手続きとその関連分野コース】
不法行為について【1999 年度、法制度概論・民事責任総論コース】、
日本国法務省の役割について【1999 年度、刑事手続きとその関連分野コース】、
弁護士制度について【2000 年度、弁護士と WTO コース】、
最高裁判所・地方裁判所等それぞれの組織について【2000 年度、倒産法コース】

(以上、各 1 人)

質問 5. 現在の仕事での問題点は何か。(複数回答)

- ①資金不足 (13 人)
- ②法律分野の関連文献の不足 (9 人)、経済構造による弊害(9 人)
- ③ヴェトナム法に関する外国専門家の不足 (8 人)
- ④情報伝達機関の不足(6 人)

- ④情報伝達機関の不足(6人)
- ⑤外貨不足、管理能力の欠如(4人)
- ⑥管理サポート体制の不足(3人)
- ⑦頭脳流出(3人)
- ⑧指導者の不足(2人)

質問 6. 今後の研修プログラムへの提案等。(複数回答、無回答有)

- ①日本側の法律分野に携わる現場で働くスタッフとの討論を行いたい(3人)
- ②ディスカッションの時間をもっと増やしてほしい(2人)
- ③関連分野の最新情報を送付してほしい
- ④フィールド調査の時間を増やすべきである
- ⑤日本国の政治機構についての詳しい説明をしてほしい
- ⑥法律一般ではなく、より具体的にかつ詳細にもっと焦点を絞った研修をしてほしい
- ⑦若年層には長期の研修を、上層部に対しては短期の研修を行う等、対象によって研修期間を変更する工夫をしてほしい
- ⑧理論をいかに実践に生かすかについて説明する時間を増やしてほしい
- ⑨研修項目について研修候補者の意見を集めて作成するようにしてほしい

質問の分析結果

今回のアンケートは、1997年から実施した研修に参加した研修員に対して行ったものである。

研修に対して多くの研修員は概ね満足しており、「現行の仕事においてどの仕事が有益であるか」という質問に対して、多くの項目があがった。また研修項目についても、「もっとも有益であると考える項目」が多岐にわたり、全般的に研修員に対してバランスのよく幅広い分野にわたっての研修を実施できたと考える。

ただし、ヒアリングを行った際にも触れられたトピックスとして、研修内容は有益ではあるが、ベトナム国の事情を鑑みるに、そのすべてを即座に取り入れることは不可能であり、ベトナム国の社会、経済、文化や法制度の実情(に合わせて取り入れる必要があるとの意見が多かった。また、討論の時間を増やしてほしい、現場で働くスタッフとの意見交換を行いたい等の研修に対する提案については、出来る範囲で実現していきたいと考える。

全体的に評価は高く、今後の研修については、評価された部分をより発展させ、提案を頂いた部分については、できるだけベトナム側の意見を反映させていきたいと考える。

5. 研修員所属機関のアンケートから

最高人民裁判所（1999 年度第一回目・刑事手続きとその関連分野コース、2000 年度第四回目・倒産法関連コース）

(1) 研修員を決定する際に、なんらかの形での選考を行いましたか？

No： 機関として選考の形をとらなかったが、研修テーマにあった、基本的な能力や専門知識を持った職員を送っている。

(2) a.研修期間について：ちょうど良い

b.研修内容について：ちょうど良い

c.一般情報について：細かすぎる

(3) 帰国後、研修で得た知識を発表するようにしていますか

Yes： 報告書の提出

・貴機関において研修員が研修を受けたことによって、昇進しましたか

No

・貴機関にとって研修は有益でしたか

Very much： 帰国研修員は、研修を受けた分野で現在業務執行している。彼らに対して先進国の知識と経験を講義されたことは、今後立法作業に携わる彼らにとって非常に有用であるとする。

共産党内政委員会（1998 年度第一回目・会社法関連コース、第二回目・知的財産権、企業法務担当弁理士関連コース、2000 年度第二回目・弁護士と WTO 関連コース）

(1) 研修員を決定する際に、なんらかの形での選考を行いましたか？

Yes： 参加対象となる研修について、高い専門性を持っていること、また研修後、拾得した知識を委員会での業務に生かすことを条件として研修員の選定を行った。

(2) a.研修期間について：ちょうど良い

b.研修内容について：ちょうど良い

c.一般情報について：ちょうど良い

(3) 帰国後、研修で得た知識を発表するようにしていますか

No

(4) 貴機関において研修員が研修を受けたことによって、昇進しましたか

No

(5) 貴機関にとって研修は有益でしたか

Very much： 日本の民法及び民事裁判について最新かつ選りすぐった知識を習得することが出来たと考える。

Tien Giang 省 司法局 (1997 年第二回・民事執行法、民事訴訟法コース)

- (1) 研修員を決定する際に、なんらかの形での選考を行いましたか？
Yes： 適応能力があり、ヴィエトナムの法律に関して知識をもつ、倫理的であることを基準に選考した。
- (2) a.研修期間について： 短すぎる
b.研修内容について： ちょうど良い
c.一般情報について： 細かすぎる
- (3) 帰国後、研修で得た知識を発表するようにしていますか
Yes： 報告書の提出
- (4) 貴機関において研修員が研修を受けたことによって、昇進しましたか
No
- (5) 貴機関にとって研修は有益でしたか
Somewhat： 研修において有益な経験をすることが出来た

Binh Dinh 省 司法局 (1997 年第二回・民事執行法、民事訴訟法コース)

- (1) 研修員を決定する際に、なんらかの形での選考を行いましたか？
Yes： 適応能力があり、法律に関して専門性の高い知識をもっている、外国語能力に優れている者を選定した。
- (2) a.研修期間について： ちょうど良い
b.研修内容について： ちょうど良い
c.一般情報について： ちょうど良い
- (3) 帰国後、研修で得た知識を発表するようにしていますか
Yes： セミナー開催
- (4) 貴機関において研修員が研修を受けたことによって、昇進しましたか
No
- (5) 貴機関にとって研修は有益でしたか
Somewhat： 日本の民法及び民事裁判について最新かつ選りすぐった知識を習得することが出来たと考える

質問結果の分析

アンケートの回答は、研修員所属機関の最高人民裁判所及びヴェトナム国司法省の地方局および共産党内政委員会の4機関から得られた。

研修期間については、概ね満足したとの結果を得られた。

法整備支援は、いわゆる知的支援分野に属するため、研修実施から研修効果が現れるまでにタイムラグが生じるものと考えられるので、研修員が本研修参加後に昇進等はなかったものの、所属する機関において、実務分野で引き続き関連業務に従事していることから、本研修成果は各研修員所属機関にてさらに役立つことが期待される。

IV. 研修実施機関所感

- 1 特別案件等調査結果の詳細は、前述のとおりであるが、あえて再掲すれば
(評価関係)

法律に関する最新情報が入手できたことは良かった
業務を遂行する上で、また、立法作業を行う上で有益であった
日越の法律の比較ができたこと、アジア諸国との対比ができたことは、非常に良かった

(活用関係)

帰国後においては、レポートを作成・報告し、情報の共有化を図っている。
同じ問題を抱えている部署の職員を対象に小報告会を開催した
帰国後、長期専門家によるセミナーに参加し、研鑽を図っている

(要望関係)

実際に執務している状況を見学したい事、その際討議の機会を設けて欲しい
研修に関する情報をできるだけ早く送ってほしい
法律に関する情報を継続的に送ってほしい
ディスカッション・意見交換する時間が欲しい
来日後でも自分の仕事に直接役立つ情報収集ができるような柔軟に対応できる研修カリキュラムを検討して欲しい
短期専門家によるセミナーを増やして欲しい。

次回民訴法研修に関して

- ・判決に至るまでの裁判官の調査へのかかわり方、度合いはどうか
- ・裁判に入る前に和解させるためにどのようにするかなどについて、カリキュラムに盛り込んでほしい

次回刑事訴訟法関係研修に関して

特に事例研究を含めることとして欲しいということに、大別できる。

研修実施主体として、研修について高い評価を受けたことは、大いに喜びし次年度以降への活力とするところである。

また、要望についても真摯に受け止め、検討する必要があると考える。しかしながら、次回から直ちに導入できるものと今後検討していくものがあるものの、研修効果を更に高めるため、両国間の制度の違いを認識してもらった上で、日本のやり方をどのようにして自国の制度に役立ててもらえるかという点に立ち、ディスカッション・討論・議論を行うとする技法は、各コースに導入するに値するものとする。

なお、このためには、可能な限り早く研修員の要望を入手し、カリキュラム作成に反映させることが肝要であることから、それをJICAヴィエトナム事務所、長期専門家を介し、当方に伝えて欲しい旨要望した。

2 ヴィエトナムの検察の手續見直しのために、日本の検察の手續を導入していきたい、日本で学んだことはそのまま使えないものの、ヴィエトナムの国情に合うようアレンジしていく必要があるとの意見表明を得たことは、研修の趣旨・目的がよく理解されていることの証左と心強くしたところである。

3 研修員の研修後の異動情報入手のためと研修員へのフォローアップの必要性から、情報伝達ルートを確立、確保するため帰国研修員のネットワーク化の可能性について JICA 事務所長と協議したが、この国においては、いかなる組織化も許されない国情にあるから困難との説明を受けた。

4 今回の調査を通じて、ヴィエトナム法整備支援全体の枠組みの中で、帰国研修員の活動状況の評価を定期的に行うことの重要をあらためて認識した。国別特設研修の現地における評価を、次のセミナーや長期専門家による助言・指導等でフォローしていくことで、研修効果の継続、拡大が期待される。平成 13 年度以降の国別特設研修についても、研修成果がいかに活かされているか、どのような追加支援が必要かについて、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院に各々継続的に確認した上で、次の研修にフィードバックしていく必要がある。

なお、今度とも国別特設研修を実施する上で、法整備支援全体の中での研修の役割を常に意識しつつ、関係各機関とより一層の連携を図って協力を進めていく必要があることは、言うまでもない。

参考資料／地図（＊）

<http://www.jica.go.jp/enjoreport/vietnam1/>
国際協力事業団「ヴェトナム」国別援助研究会報告書

<http://www.imf.org/external/country/vnm/index.htm>
国際通貨基金 国別情報 ヴィエトナム編

<http://www.worldbank.org/data/countrydata/countrydata.html>
世界銀行 国別情報 ヴィエトナム編

<http://www.jetro.go.jp/top-j/#trade>
日本貿易振興会 国別概況 ヴィエトナム編

*<http://www.lib.utexas.edu/>
The University Of Texas at Austin, The General Library
Pery-Castaneda Library Map Collection より引用

